

役員規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人いなかパイプ(以下「当法人」という。)における理事の職務、報酬その他の事項を定め、当法人の公正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(兼任制限)

第 2 条 他の同一の団体の理事である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、当法人における理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(職務分担)

第 3 条 理事の職務及び権限は定款に定めるもののほか、理事間において具体的な役割及び担当分野を分担し、当法人の業務の円滑な遂行を図る。

2 理事間の具体的な職務分担は、代表理事の提案に基づき理事の協議を経て決定する。

3 決定した職務分担の内容は、分掌表その他の記録により明確にし、必要に応じて見直すものとする。

(報酬の決定)

第 4 条 理事の報酬の有無及びその額は、社員総会の決議によって定める。

(報酬の支払方法)

第 5 条 理事の報酬は、本人名義の銀行口座へ振込により支払う。

2 理事の報酬は、原則として定期同額とし、法令及び税務上の要件を満たすよう取り扱う。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2025 年 8 月 31 日から施行する。